

意見陳述要旨

2005年2月16日

弁護士 只野 靖

1 私たちが、この訴訟で求めているものは、群馬県吾妻郡長野原町に建設が予定されているハッ場ダムについての、東京都知事と東京都水道事業管理者による治水負担金、利水負担金の支出の各差し止めと、過去1年分の支出金の返済です。

2 私たちが、ハッ場ダムの建設に反対する理由は、単純明快です。

(1) まず第1に、ハッ場ダムには、利水上の利益がありません。

新規の水源開発を全く行なわなくても、すでに、東京都の都市用水の保有水源は、地下水を含めて、1日あたり690万? に達しています。夏場、最も需要がある時期でさえ、1日最大給水量は522万? 程度であり、現実には160万? 以上の余裕があります。使われなかった水は、文字通りに、水に流すしかありません。利根川流域では、1997年度以降、多数のダム等の利水計画が中止されています。利水の必要性は、全くありません。

(2) 第2に、ハッ場ダムには、治水上の利益もありません。

利根川の治水基準点である八斗島の基本高水流量は22000? /秒と設定されていますが、その前提となったのは、1947年のカスリン台風時、同地点で17000? /秒の洪水流量があったという推定です。

しかし、基準点の洪水流量はその後50数年間にわたり、10000? /秒に届いたことが1回あるだけです。基本高水流量設定は、明らかに過大な設定です。

この点をひとまず措くとしても、ハッ場ダムは、基準点における洪水流量調整には、全く寄与することがありません。カスリン台風と同様の降雨が利根川流域にあった場合のシミュレーションとして国土交通省が発表している資料によれば、ハッ場ダム地点の最大洪水流量は、わずか1240? /秒であり、しかも、その出現時刻は基準点八斗島の洪水流量がピークに達する時点よりも12時間も早いというものです。ハッ場ダム地点で最大洪水をカットしても、八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果は限りなくゼロに近いのです。

ハッ場ダムが計画されている吾妻渓谷は、兩岸の山が接近する狭窄部を随所に有し、洪水の流下がそこで緩和されるため、人工的なダムを建設するまでもなく、もともと自然それ自体が洪水調節機能を有しています。このように、ハッ場ダムを建設しても、治水上、何のメリットもありません。

(3) 第3に、ハッ場ダム建設予定地は、地滑りの危険があり、ダム決壊の危険があることです。

1970年6月10日の衆議院地方行政委員会で、ハッ場のダムサイトの安全性の議論がなされていますが、そこでは、建設省は「ダムサイトの地盤は不安定」という報告を行っていました。すなわち、その当時、ダムの設定地点を現在の地点(上流案)とするか、そこから下流600メートルの地点(下流案)とするかが比較検討されていたのですが、建設省は、地盤の安全確保を理由に「下流案」を強く主張し、現在の地点

にダムを建設することに強い難色を示していたのです。

以上のとおり、ハッ場ダム建設は、文字通り、百害あって一利なしと言えます。

- 3 2001年2月20日、長野県知事は、「数百億円を投じて建設されるコンクリートのダムは、看過し得ぬ負荷を地球環境へと与えてしまう。」とする脱ダム宣言を発表し、下諏訪ダムを中止しました。

かたや、2003年11月、東京都知事は、国土交通省から示されたハッ場ダム建設計画の当初事業費約2110億円から約4600億円に増額される計画変更案に対して、利水・治水の必要性等の本質的な議論を一切回避して、漫然とこれを受け入れました。

我が国では、一旦作られてしまった“国策”を変更させるのは、容易なことではありません。

しかし、真に100年の大計を考えるならば、司法にゆだねる以前に行政が自ら判断するべきところですが、ハッ場ダム建設に関しては、残念ながらその兆しは全くありません。

私たちは、今後、本法廷において、ハッ場ダムの建設目的がすでに失われており、そのようなハッ場ダム建設に対して、公金の支出をすることが違法であることについて、立証を尽くしていく予定です。

- 4 この意見陳述の最後に、ハッ場ダムの建設計画によって、人生を左右された地元群馬県の人々、とりわけ水没予定地の人々の苦悩の歴史にどうしても触れざるを得ません。

ハッ場ダムについて、予備調査が開始されたのは、1952年5月のことです。実に52年以上前のことです。その後、群馬県の地元、特に水没予定地では、当然のことながら、激しいダム反対運動が展開されました。

この法廷にいるほとんどの人は、都会であれ、田舎であれ、それぞれ、生まれ育った場所、ふるさとと呼べる場所を持っているはずで、目を閉じれば、懐かしい場所に、幼かった時の記憶がよみがえることでしょう。そして、その気になりさえすれば、何時でも、そこに戻ることができるはずで、

しかし、ダム水没地予定地の人々には、それは許されなくなります。想像してみてください。自分の生まれ育った故郷が、ダムの下に沈み、2度と目にすることができないということがどういうことかを。そして、地元の方々の苦しみが、今なお続いていることを。

それでも、まだ、ハッ場ダムが、下流の人々の役に立つと信じられるならば、どれほど救われることでしょう。しかし、現実には、ハッ場ダムは、誰の役にも立たないどころか、未来の世代から、やっかい者扱いを受けることは確実です。

私たちは、ハッ場ダム建設に断固反対し、建設の中止を求めます。そして、水没予定地の方々には、これまでの苦悩に対して、可能な限り正当な補償がされることを望みます。

私たち下流に住む者は、ハッ場ダムに無関心だった過去を変えることはできません。しかし、今から、未来を変えることはできます。

この訴訟が、その一歩となることを期待します。

以上